

東京労働局発表  
平成23年3月25日

担当	東京労働局職業安定部
	職業安定課長 長崎 誠
	職業安定課長補佐 根岸 栄子
	TEL 03-3512-1548 FAX 03-3512-1565

## 「震災被災者等特別相談窓口」を開設します！

～都内17の「ハローワーク」と2つの「新卒応援ハローワーク」に  
東北地方太平洋沖地震の被災者等を対象とした相談窓口を開設します～

東京労働局（局長 山田 亮）では、東北地方太平洋沖地震で被災された方やそれに伴う福島原子力発電所の事故により避難を余儀なくされた方々をはじめ、被災地の事業所への就職内定が決まっている方、被災地にある工場や営業所等が消失、休止となった事業主の方等を対象とした「震災被災者等特別相談窓口」を都内17のハローワークと2つの新卒応援ハローワークに設置し、被災者等からの相談を受けるとともに、必要な手続きや適切な相談窓口への誘導を行います。

また、被災者等が避難している都内の施設のうち「東京武道館（足立区）」において、ハローワークと労働基準監督署の職員が出張し3月28日（月）16:00から「合同説明会」を開催いたします。（このほかの避難施設でも、順次、開催する予定です）

このほか、東京都との連携による特別相談の実施や被災者の採用を前提とした求人確保等にも全力で取り組んで参ります。

◆ 窓口の名称 「震災被災者等特別相談窓口」

◆ 対象者

- ・ 東北地方太平洋沖地震で被災された方
- ・ 福島原子力発電所の事故により避難された方
- ・ 被災地に所在する事業所への就職が内定していた学生・生徒等
- ・ 被災地にある工場等を消失、休止した事業主等（都内に本社機能がある）

※ 障害をお持ちの方や学生・生徒等も対象です。

◆ 設置場所

- ・ 都内17ハローワーク
- ・ 新卒応援ハローワーク

◆ 相談内容

- ① 雇用保険の失業給付等に関する事
- ② 雇用調整助成金、各種助成金に関する事
- ③ 就職活動に関する事
- ④ 採用内定取り消し（学生・生徒等）に関する事
- ⑤ その他、関連する事項

◎ 設置場所とそこでお受けできる相談内容は、別紙をご参照願います。